

千葉県感染症予防計画(案)に係る市町村への意見照会結果

NO.	ページ	区分	原文	意見	理由(概要)	意見への対応
1	p. 11	予防接種	第2 3 —	下記文章を追記してはどうか。 (5) 市町村支援 予防接種に関する情報等について、円滑に実施するため、国と密に連携し、その内容について積極的に市町村に情報提供し、具体的な指導助言を行う。	県内の状況を把握している県から市町村に積極的に助言をいただくなど、市町村支援について明確な記載が欲しいと考えたため	御意見を踏まえ、計画の第2 3に、県と市町村の連携について追記しました。 <u>【p. 11】</u>
2	p. 12	その他	第3 1 (1) 感染症のまん延の防止～「初動から前広の対応を原則として～」	左記下線部は「前広」ではなく「前項」でしょうか。	誤字と思われるため	誤字ではなく、事前対応型行政として前もって対応していくことを記載しております。
3	p. 33	県と市町村の連携	第9 2 (2) 県等は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、 <u>市町村の協力</u> や民間事業者への委託を活用しつつ、～	(2)における市町村の協力については、どのようなイメージでしょうか。	今後の新型インフルエンザ等対策行動計画における市町村が担う役割にも連動してくるものと想定されるため	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応時に御協力いただいた、外出自粛対象者の健康観察や生活支援を想定しております。 ・なお、依頼する内容の詳細は、そのときの感染症の性状等に合わせて検討することになります。
4	p. 33	県と市町村の連携	第9 3 (1) 県等は～、積極的に市町村と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行う。なお、市町村の協力を得る場合は、 <u>連携協議会等</u> を活用し、あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担の在り方について、協議する。	(1) 県等は～、積極的に市町村と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行う。なお、市町村の協力については、 <u>保健所単位等で地域の実情に応じ、連携協議会等</u> を活用し、あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担の在り方について、 <u>協議し、取り決め</u> を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応時、感染拡大の最中に、市町村の協力する業務等の協議を行ったが、速やかな体制構築ができるよう平時から計画していく方がよいと考えるため ・また、取り決めをしておくことで、市を対象に研修等を行う根拠にもなると考えるため 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する業務の内容・範囲等は、地域の実情及びそのときの感染症の性状等によって異なることが想定されるため、柔軟な対応が取れるよう、計画では平時において協議を行うことを記載しております。 ・また、市町村に業務を依頼する際は、必要に応じて研修等が行われることを想定しております。

5	p. 40	その他	第13 「 <u>地方公共団体</u> 」	本計画において「地方公共団体」が示す内容を用語の定義づけ等で示すことは可能でしょうか。	「地方公共団体」について具体的に記載することで、市町村が明確な役割として認識することができると思うため。	幅広い行政機関を指す際は、国基本指針において「地方公共団体」が使用されており、県計画においても同様の取扱いとしております。
6	p. 40	県と市町村の連携	第13 3 (3)保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、市町村、医療機関等関係団体及び住民に感染症に関する情報の提供を行うとともに、各種相談等の窓口となる。	『感染症の拡大時には、県の動きや市の役割を迅速に市へ伝達する情報提供や連携体制の強化』について取り入れてほしい	市から保健所へ相談・確認をしても、県も各部署が対応に追われ、連携がうまく図れていない様子であったため。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症拡大時における市町村等との情報共有・連携体制の強化は重要と考えております。 ・計画の第3 1(6)に、市町村を含めた関係機関との情報共有・連携の強化を記載しております（「近隣の地方公共団体等」には、県内市町村も含まれます）。【p. 12】
7	p. 43	県と市町村の連携	第14 4 (3)複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県は、県内の統一的な対応方針を提示する等の、市町村間の連絡調整を行う等の指導的役割を果たす。			